

木島平村

特定環境保全公共下水道事業経営戦略

令和5（2023）年度 ～ 令和14（2032）年度

令和5（2023）年3月
木島平村 建設課 国調・水道係

内容

1. 経営戦略の策定にあたって	2
(1) 経営戦略策定の意義	2
(2) 計画の期間	2
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	3
(2) 民間活力の活用等	8
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	9
3. 将来の事業環境	13
(1) 処理区域内人口の予測	13
(2) 汚水処理需要の予測	13
(3) 使用料収入の見通し	13
(4) 施設の見通し	13
(5) 組織の見通し	15
4. 経営の基本方針	16
(1) 基本方針	16
(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針	16
5. 投資・財政計画（収支計画）	18
(1) 投資・財政計画（収支計画）	18
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	18
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	20
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	22
7. 投資・財政計画（収支計画）	23
8. 経営比較分析表	25

1. 経営戦略の策定にあたって

(1) 経営戦略策定の意義

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」について、その策定が総務省より要請されています。

- 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の策定推進について（平成 28 年 1 月 26 日付け総財公第 10 号・総財営第 2 号・総財準第 4 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成 31 年 3 月 29 日付け総財公第 45 号・総財営第 34 号・総財準第 52 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）
- 「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 25 日付け総財公第 6 号・総財営第 1 号・総財準第 2 号総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）

木島平村特定環境保全公共下水道事業（以下、「下水道事業」）においては、供用開始以来約 29 年が過ぎ、今後施設の老朽化に伴う大規模な更新投資や人口減少に伴う下水道使用料収入の低下等、厳しい経営環境となることが見込まれますが、このような厳しい環境下においても計画的かつ健全な運営を継続するため、今回経営戦略を策定するものです。

木島平村では、今後 10 年にわたり、下水道使用料収入の予測値や必要となる投資・財源の試算結果等を織り込んだ上で、実効性のある経営戦略を策定し、一層の経営基盤の強化等を図っていくことを目的としています。

(2) 計画の期間

経営戦略で求められている計画期間は 10 年以上を基本としていることから、令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。ただし、事業の進捗や環境の変化等に応じて、著しく現状とかい離する場合には、随時見直していくものとします。

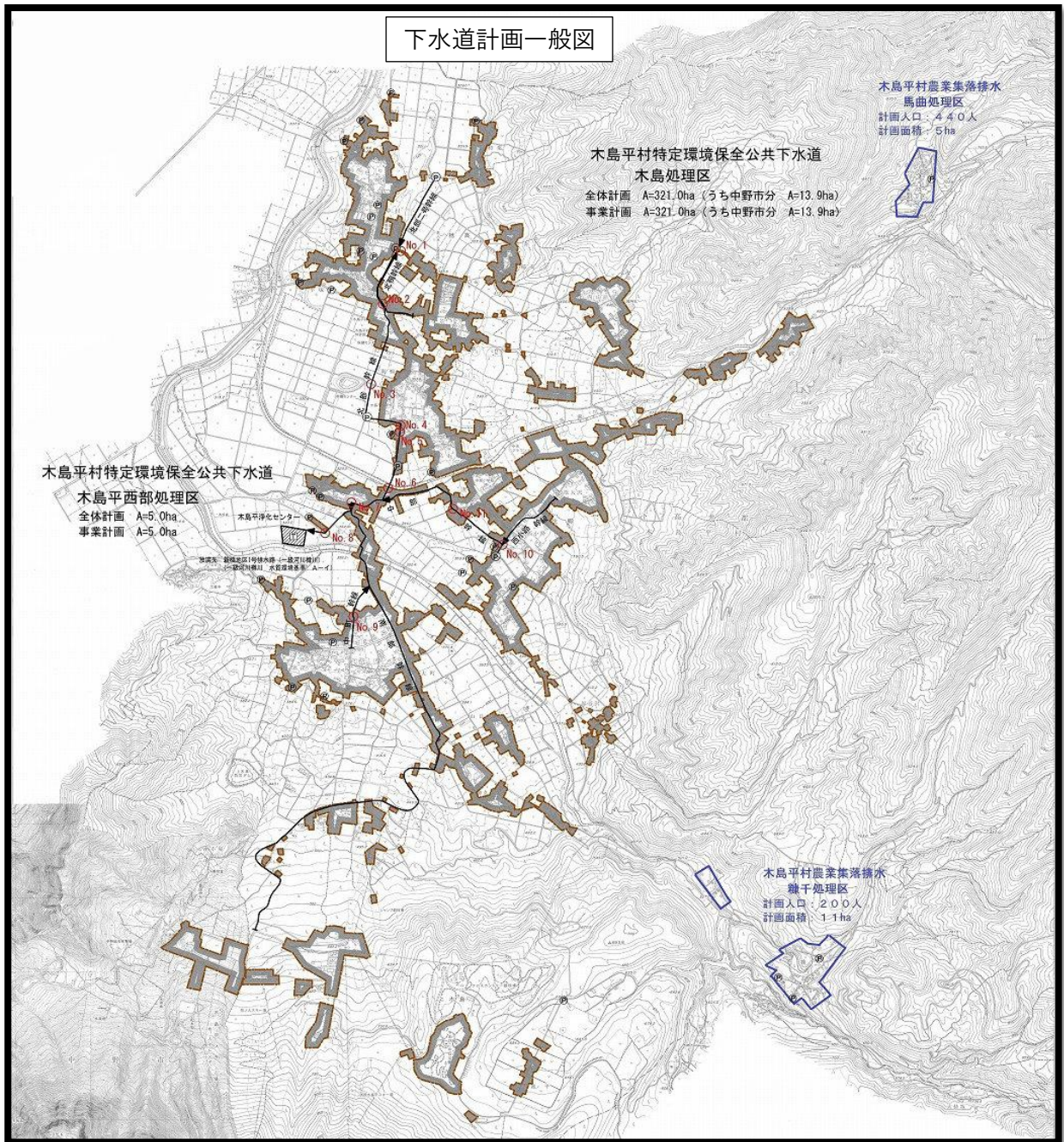
2. 事業概要

木島平村は昭和 30（1955）年 2 月 1 日、穂高村、往郷村、上木島村の 3 村が合併して生まれました。村の位置は、長野県の北端、千曲川をはさんで飯山市の対岸に位置し、県庁所在地の長野市からの距離は約 40km です。村の面積は 99.32 km²、役場の海拔は 335m。樽川、馬曲川の扇状地、海拔 320～750m の間に 26 の集落を形成しています。南に高社山(1351.5m:写真右)、東南に高標山(1747.9m)、そして東はカヤの平高原、北は毛無山系と三方を山に囲まれています。

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、年平均気温は 11℃。長野県内でも有数の豪雪地帯で、冬季間の積雪期間は 110 日間で、積雪深は 1.5～2.0m にも達し、積雪期間の平均降水量は 1,315mm、長野市の 938mm と比較すると 40% も多く、農作物の栽培に適した自然環境をつくりだしています。

木島平村の特定環境保全公共下水道事業は、平成 6（1994）年度から供用開始し、約 29 年が経過しております。終末処理場 1 か所、計画区域 326ha の規模となっています。

下記の木島平処理区において利用されています。



(1) 事業の現況

① 施設の状況

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 6 年度供用開始 (供用開始後年数 28 年)	法適(全部適用・一部適用)・非適の区分	非適 (令和 5 年 4 月全部適用)
処理区域内 人口密度	0.423 人/ha	流域下水道等への接続 の有無	無し
処理区数	2 区	処理場数	1 か所
広域化・共同化・最適化実施状況		該当事項なし	

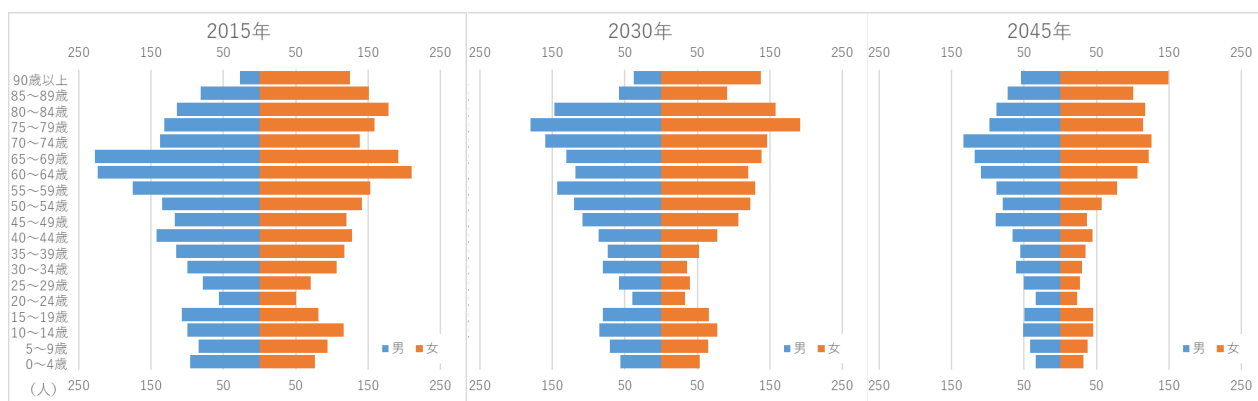
② 人口の状況

木島平村の人口は昭和 30（1955）年に村が誕生して以降人口の減少が続いており、今後も同様の傾向が続くことが見込まれます。

昭和 30（1955）年の住民基本台帳人口は 8,206 人でしたが、令和 4（2022）年 1 月 1 日現在では 4,508 人となっており、3,698 人の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（以下、「社人研推計」）よれば、木島平村の人口は、平成 27（2015）年の 4,648 人から 30 年後の令和 28（2045）年には 2,703 人まで減少することが見込まれています。村による人口増加施策を反映した「木島平村人口ビジョン（令和 2 年 10 月改定）」（以下、「人口ビジョン」）による推計結果においても 30 年後には 7～8 割程度まで減少することが見込まれています。

（出典）「木島平村人口ビジョン（令和 2 年 10 月改訂）」、長野県「毎月人口異動調査」



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女 5 歳階級別人口」

③ 処理水量の状況

人口減少に伴い有収水量も減少傾向にあります。今後も有収水量は減少が続くことが見込まれます。

④ 下水道の整備状況

下水道事業は供用開始してから約 29 年が経過しています。

普及率は約 94%前後でほぼ横ばいで推移しています。農業集落排水事業の普及率 3%と合計するとほぼ 100%となっています。

処理区域内人口における水洗便所設置済人口の割合である水洗化率は、類似規模団体の数値を上回っているものの、平成 24 (2012) 年に約 88%だったところから令和 3 (2021) 年度においても約 89%とほぼ一定であり、高齢者世帯など経済的な理由から水洗化できない世帯が残っていることが考えられます。このことから、有収水量の増加等による使用料収入の確保が望めない状況にあると言えます。今後、新たな処理施設の整備や管渠の布設は必要なく、既存の処理施設や管渠の維持更新が課題になっています。

(出典) 経営比較分析表、決算統計

次のグラフは、固定資産台帳に登録されている有形固定資産について、取得年度別に再調達価額を合算したものです。再調達価額は、建設当時の取得価額を国土交通省が公表している「建設工事費デフレーター（2015年度基準）」で現在価格に調整した額です。

管渠の布設は1990年代から始まっていますが初期に布設された管渠は約30年を経過しています。

(出典) 固定資産台帳

⑤ 使用料の状況

料金は、固定料金と従量料金を組み合わせた体系を採用しています。基本汚水量までは固定料金を適用し、従量料金は超過汚水量に対して逦増単価を適用する料金体系になっています。

a 下水道使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	基本料金と従量料金の組み合わせによる料金体系を採用。		
	基本料金 (税抜1ヶ月当り)	10 m ³ 以下	1,900 円
	超過料金 (税抜1 m ³ 当り)	10 m ³ 超 50 m ³ 以下	180 円
		50 m ³ 超 100 m ³ 以下	200 円
100 m ³ 超 200 m ³ 以下 200 m ³ 超		220 円 250 円	
業務用使用料体系 の概要・考え方	同上。		
その他の使用料体系 の概要・考え方	その他の料金体系はありません。		
条例上の使用料 (20 m ³ あたり) ※一般家庭における20 m ³ あたりの使用料(税込)	令和元年度	3,960 円	
	令和2年度	4,070 円	
	令和3年度	4,070 円	
実質的な使用料 (20 m ³ あたり) ※ $\frac{\text{使用料収入の合計}}{\text{総有収水量}} \times 20 \text{ m}^3$	令和元年度	4,393 円	
	令和2年度	4,607 円	
	令和3年度	4,529 円	

現行の料金体系は令和2(2020)年度に改定したものです。

b 計量装置使用料

計量装置の口径	使用料 (1ヶ月当り) 税抜	計量装置の口径	使用料 (1ヶ月当り) 税抜
13 mm	230 円	40 mm	370 円
20 mm	250 円	50 mm	670 円
25 mm	280 円	75 mm	770 円
30 mm	340 円	100 mm	930 円

(出典) 木島平村下水道条例

汚水量20 m³当りの使用料は、令和3(2021)年度では4,070 円/m³となっており、同年度の

長野県内市町村の法非適用の特定環境保全公共下水道事業の平均 3,941 円/m³より 3 %程度高い水準にあります。

(出典) 決算統計データ

⑥ 組織の状況

下水道事業は建設課 国調・水道係が所管しており、職員数及び組織体制は次のとおりです。

建設課の職員は 10 名で、うち 3 名が主に農業集落排水事業を含む下水道業務を担当しています。担当職員は水道事業及び簡易水道事業の業務等も兼務することで人件費の抑制をしています。

さらに、料金計算や債権管理は水道事業と下水道事業でシステムを共用するなど業務の重複をなくして効率化を図っています。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

a 民間委託（包括的民間委託を含む）

- 終末処理場の運転管理
- マンホールポンプの維持管理業務
- 汚泥処理業務

b 指定管理者制度

実績はありません。

c PPP・PFI

実績はありません。

② 資産活用の状況

a エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

実績はありません。

b 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

未利用土地や未利用の施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

① 収益的収支比率について

算出式：	「総収益÷（総費用＋地方債償還金）×100」
指標の意味：	当該指標は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益によって総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上となっていれば単年度の収支が黒字であることを示しています。
実績の説明：	80%代で推移しており収益的収支は経常的に赤字となっています。更に、仮に公費（一般会計繰入金※）による財政負担がなかった場合の収益的収支比率を試算すると25%程度になります。これは事業に必要な財源のうち使用料収入等の自主財源は4分の1程度であるということを意味しています。 ※汚水処理原価の内、使用料収入をもって充てることが適当でない内容がある場合や地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる額については、一般会計が負担することが認められています。

(参考) 使用料収入と汚水処理費用の比較

汚水処理費用の内、使用料収入で回収できているのは4分の1程度です。

② 企業債残高事業規模比率について

算出式：	「企業債残高(一般会計負担額控除後)÷営業収益(受託工事収益控除後)×100」
指標の説明：	当該比率は、料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。一般的な数値基準はありませんが、財政的には低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	近年は大きな建設工事がないたため起債額より償還額の方が多く企業債残高は減少しています。類似規模団体の平均と比べても少ない水準で推移しています。

③ 経費回収率について

算出式：	「下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分除く)×100」
指標の説明：	当該指標は、汚水処理に要した費用を、どの程度下水使用料で賄えているかを表した指標です。100%以上であれば汚水処理に係る費用を使用料で回収できている状況を示しています。但し、公費で負担している費用部分は指標に反映されません。
実績の説明：	90%台で推移しており、汚水処理原価のうち公費(一般会計繰入金※)で負担している部分を除いても使用料収入で汚水処理原価の全額を回収できていません。

④ 汚水処理原価について

算定式：	「汚水処理費(公費負担分を除く)÷年間有収水量」
指標の説明：	有収水量1m ³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、明確な数値基準はありませんが、財政的には低い方が望ましい指標です。
実績の説明：	類似規模団体の平均値より高い水準で推移しています。地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることもあるため、一概に類似規模団体との優劣は判断できませんが、継続的に投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組が必要です。

(参考) 一般会計繰入金の補てん前の汚水処理原価

各指標における汚水処理原価は資本費のうち一般会計が負担した部分を除いた額であり、実際に支出した額による1m³あたりの汚水処理原価は以下のとおりです。

令和3(2021)年度の一般会計繰入金補填前の汚水処理原価は873円/m³であり、そのうち約7割程度が一般会計繰入金で補てんされています。

⑤ 施設利用率について

算出式：	「晴天時一日平均処理水量÷晴天時現在処理能力×100」
指標の説明：	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。
実績の説明：	施設利用率は30%であり類似規模団体の平均値を下回っています。季節的な変動も考慮した上で、最大稼働率と併せて適切な施設規模となっているか分析する必要があります。

⑥ 水洗化率について

算出式：	「現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100」
指標の説明：	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい指標です。
実績の説明：	水洗化率は90%程度となっています。今後は費用対効果を勘案した上で水洗化率の向上に向けた取り組みが必要です。

⑦ 管渠改善率

算出式：	「改善（更新・改良・修繕）管渠延長÷下水道布設延長×100」
指標の説明：	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる指標です。明確な数値基準はありませんが、数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見直しを含め、合理的な理由があることが必要です。
実績の説明：	0（ゼロ）%となっています。これは、供用開始年が平成6年であり供用開始から30年近くが経過していますが、管渠の法定耐用年数は50年であり、更新時期が到来した管渠がないためです。

⑧ 総括

a 収益性や財務安定性の指標について

収益的収支比率や経費回収率は100%を大きく下回っており、事業運営に必要な財源の大部分が一般会計からの繰入金によって補てんされている状態にあります。

下水道事業を永續させるには、料金収入等の自主財源で汚水処理原価を回収できることが必要ですが、そのためには現状の料金水準から4倍程度の水準に料金改定が必要となってしまう現実的ではありません。中長期的に一般会計からの繰入金の依存度を下げつつ収益的収支比率や料金回収率を少しずつ改善していくことが必要です。

b 施設の指標について

管渠改善率はゼロ%ですが、供用開始から30年程度経過し老朽化は進行しているものの法

定耐用年数が50年となっていることから直ちに更新が必要な管渠がないためです。現状ではゼロ%であることは問題ではありません。

施設については、処理場（浄化センター）の長寿命化（設備更新）工事は完了しています。

施設利用率は類似規模団体の平均を下回る水準で推移していますが、これは当初の計画に比べて処理区域内人口が減少していることが主な要因です。今後の人口の増加が望めないことから、施設利用率を上げていくことが課題となります。

3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

人口ビジョンと整合を図るように処理区域内人口の変動を予測しています。

木島平村の人口は、令和 4（2022）年 1 月 1 日現在で 4,508 人です。人口ビジョンでは、令和 7（2025）年度に 4,157 人、令和 17（2035）年度に 3,782 人、令和 27（2045）年度では 3,417 人まで減少すると推計しています。下水道事業の処理区域内人口も、人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定しています。普及率は、令和 3（2021）年度の時点で 94%程度であり、将来も同水準で推移すると想定としています。令和 3（2021）年度の処理区域内人口は 4,229 人ですが、計画最終年度の令和 14（2032）年度には 3,822 人まで減少することが見込まれます。

なお、社人研推計によると、木島平村の人口は、令和 7（2025）年度に 3,996 人、令和 17（2035）年度に 3,355 人、令和 27（2045）年度には 2,701 人まで減少する見込みとなっています。

(2) 汚水処理需要の予測

有収水量の予測については、処理区域内人口の推計をもとに水洗化率、水洗便所設置済人口 1 人あたり有収水量などを使用して推計しました。

水洗化率は既にほぼ 100%になっており、将来も一定としています。一人当たり処理水量その他の指標も令和 3（2021）年度の実績と同率で今後も推移するとしています。

人口の減少に伴い、水需要についても減少傾向が続くと想定され、令和 3（2021）年度の有収水量は 404 千 m³ですが、令和 14（2032）年度には 357 千 m³まで減少することが見込まれます。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の予測は、有収水量の予測と過去の使用料単価を勘案して予測しています。基本料金及び従量料金は改定せずに現状の水準が継続する場合の試算です。

その結果、令和 3（2021）年度の使用料収入は 92 百万円であるところ、計画期間終了時点の令和 14（2032）年度では 83 百万円まで減少すると予測しています。

参考として社人研推計にもとづいて使用料収入を試算したところ、令和 14（2032）年度で 77 百万円となりました。

(4) 施設の見通し

① 施設・設備、管渠の建設年度別の投資額

下図は現存する下水道施設の整備に要した事業費の額を現在の価値に換算して、年度別にグラフ化したものです。

1990 年代から約 10 年程度の間には投資のピークがあります。

1990 年代に布設された管渠は 30 年程度経過していますが、管渠の耐用年数は 50 年であり、更新時期が到来している管渠はありません。

一方で、機械装置の多くは設置から法定耐用年数の 20 年以上を経過しており、経年劣化や機能低下に注意が必要な状況です

(参考) 設備・管渠の更新需要額

設備や管渠は地方公営企業法施行規則により法定耐用年数が決められていますが、実際の更新年数は、使用年数や劣化状況に応じて点検・修繕を実施することにより、法定耐用年数を超えていることが多く、更新需用の試算にあたっては、更新基準を「木島平村下水道個別施設計画（令和3年3月）」と同様に法定耐用年数の概ね1.5倍としました。

「更新基準」に基づいて試算した更新需要では令和48（2066）年から管渠の更新が始まり浄化センター建物の更新時期も重なることで最大で年間18億円近くの財源が必要になる見込みです。また、令和4（2022）年度時点で既に更新基準を超えている設備がありこれらは令和4（2022）年度の更新需要として表示しています。当面はこれらの設備について老朽化の程度に応じて計画的に更新を行う事が必要です。

「更新基準」による試算結果では、浄化センターの設備が計画期間内に更新時期が到来しますが、現状をみると直ちに更新が必要な状況ではありません。しかし、更新時期が到来したときには単年度で4億円～8億円程度の財源が必要になる見込みであることから計画的な更新が必要です。

参考として、平準化した場合の更新需要を試算しました。投資規模の大きい管渠は20年で、その他の施設・設備は10年で平準化した場合の更新需要は次のとおりです。

仮に、浄化センターの設備の更新に係る費用の全額を自己財源で賄うと想定すると、年間2億円程度の財源を10年間確保していくことが必要になります。

② 耐震化の状況

耐震化については、浄化センター及び管渠の耐震化は進んでいません。早期に被害予測調査等を実施し、管渠の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

(5) 組織の見通し

現在、担当職員は特定環境保全公共下水道事業以外の業務も兼務をしており、水道事業とも連携して運営することで間接業務経費を削減しています。

また、施設運転維持管理業務の民間委託などにより効率的な運営を行っています。

最低限の人員で運営をしていますが、民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

4.経営の基本方針

(1) 基本方針

木島平村では、平成2（1990）年から生活排水対策（下水道、農集排、浄化槽）を進めてきましたが、下水道の普及促進の段階は終わり、現在では人口減少や高齢化の進展など社会情勢の変化への対応が求められています。

水洗化率（新規加入）は頭打ちとなり、処理区域内人口の減少により使用料収入の増加が見込めない一方で、老朽化していく管渠やポンプ場及び処理場などの維持管理費用の増加やこれら施設・設備の更新投資の支出負担の増加が見込まれ、経営環境はますます厳しくなることが予想されます。

厳しい経営環境の中にあっても、生活排水施設は住民の皆様が生活する上で重要な機能を担うインフラ資産であり、永続的に維持管理していく必要があります。

下水道事業を永続的に運営するためには安定した財源確保が必要です。そのためにはさらなる経費節減の可能性を探るほか、経営基盤の安定強化に向けた対策に取り組む必要があります。

基本方針として、処理場の統合、汚泥処理の集約化、維持管理の効率化等による経費削減の他、受益者負担・独立採算制の原則ももとに利用者の適正な負担水準についても検討します。

(2) 効率化・経営健全化のための取り組み方針

河川の汚濁防止と快適な居住環境の確保に向けて下水道事業を推進します。

① 施設・設備の適正な維持管理

ストックマネジメント計画を策定し、順次機器更新を行うなど、下水道施設・設備の適正な維持管理及び耐震化を推進し適切な下水処理を図ります。木島平浄化センターは、今後必要となる改修工事の事業費が高額のため、建替えを含めて施設のあり方を検討します。

② 下水道への接続促進

下水道区域内の下水道への接続を促進します。また、クリーンピア糠千及びクリーンピア馬曲の農業集落排水処理場との接続の可否についても検討します。処理場を集約できた場合は、処理場建屋や土地を貸し出すことや村の倉庫として利用することなど跡地や建屋の有効活用を合わせて検討します。

③ 資産・資源の有効活用

浄化センターへの太陽光発電施設の設置による売電収入や電力料金削減の可能性も検討します。

また、現在、汚泥は焼却処分して焼却灰は外部委託によりセメント原料として有効活用している状況にありますが、石炭代替燃料に転換し火力発電所に供給することやコンポスト化による緑地利用など、他の利用方法についても検討します。

さらに、中長期的には、浄化センターや処理場の汚泥処理過程から発生する消化ガスを発電設備の燃料として活用し、処理場で消費する電力の一部と消化槽の加温に必要な全熱量を本処理場へ供給するコージェネレーションシステムや、処理場内に発電機を設置する事業者が消化ガスを売却し、ガス売却料で収益を得ることの可能性を探ります。

④ 積極的な情報公開

常に新しく有益な情報をホームページ等によりお伝えすることなどにより、環境に関する生活

排水との関連性について住民の皆様と認識を高めます。

⑤ 間接業務の合理化

これまでも料金の収納業務を上下水道合わせて行うなど間接業務の合理化に取り組んできましたが、その他の間接業務についても引き続き合理化を目指します。

⑥ 民間活力の利用

浄化センターの運営管理について包括委託契約をしています。これにより、保守点検レベルの向上によって設備稼働率の向上や修繕費の削減、運転維持管理の効率化によって電気料の削減、委託業者の調達力の利用による資材の調達コストの削減が期待できます。

⑦ 収納対策

滞納防止策として、納期限が経過した使用料は速やかに督促をおこない徴収を図ります。

⑧ 料金水準の見直し

令和元（2019）年には消費税率の改正に伴う改定を行い、令和2（2020）年度にも基本料金の改定をしていますが、令和5（2023）年度に公営企業会計を適用した後は適正な原価を把握したうえでべき料金水準について検討を行います。

⑨ 広域化・共同化・最適化に関する事項

長野県により設立された「生活排水行政に係る広域的な連絡調整会議」への参加をすることで周辺自治体との広域化について検討をします。実現可能性や費用対効果を踏まえて広域化の可能性を模索してきます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙様式第2号参照

計画期間では損益は黒字であり、資金収支もプラスで推移しますが、基準外繰入金により赤字補てん、資金補てんが必要な状況です。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

a 投資の目標に関する事項

特定環境保全下水道事業の下水道普及率は94%で、農業集落排水事業の普及率3%と合計するとほぼ100%となっており、今後10年間の投資は、長寿命化など現施設の維持管理を中心に進めます。

また、将来の更新投資に備えて健全な財務体質を目指します。具体的な目標と取り組みは以下のとおりです。

目標指標	目標年度	目標数値	具体的取組
企業債残高対事業規模比率	令和3年度 (実績値)	689%	<ul style="list-style-type: none"> •料金改定により経常収益の増加を図る(令和2年度に実施済)。 •計画期間内は一定の予算枠内で更新投資を行うことで財源負担の平準化を図り、償還額以下に起債額を抑制する。 •やむを得ず起債をする場合は財政措置のある企業債を活用して、実質的な企業債の残高の増加額を抑える。
	令和9年度	400%以下	
	令和14年度	200%以下	

b 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度においては第7次実施計画による投資を見込んでいます。令和10(2028)年から計画期間末の令和14(2032)年度までの期間は、次回の経営戦略の見直し時に改めて精査しますが、収支計画を作成するうえでは令和9(2027)年度と同程度の投資を行うことを想定しました。

(単位：千円)

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
浄化センター設備更新工事					
管渠更新工事	20,200	20,200	20,200	20,200	20,200
MP更新工事					
公共柵設置工事	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320

c 広域化・共同化・最適化に関する事項

該当事項はありません。

d 投資の平準化に関する事項

浄化センター設備の更新、マンホールポンプ場の更新及び公共柵の設置について、計画期間

内は平準化した事業費のなかで計画的に工事を行います。

e 民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

該当事項はありません。

f 防災・安全対策に関する事項

該当事項はありません。

② 収支計画のうち財源についての説明

a 財源の目標に関する情報

処理区域内人口の減少や水洗化率（新規加入）の伸び悩みにより、使用料収入の増加が見込めないことから、収支均衡を図るためには一般会計からの繰入金に頼らざるを得ませんが、できるだけ依存度を下げる財政運営を目標にします。

具体的な目標と取り組みは以下のとおりです。

目標指標	目標年度	目標数値	具体的取組
経常収支比率 及び 繰入金額	令和3年度 (実績値)	84.29% 256,401千円	•料金改定により経常収益の増加を図る(令和2年度に改定済み)。 •浄化センターの維持管理業務に包括委託方式を採用し維持管理費用を削減する(令和2年度に採用済み)。 •包括委託契約の委託料の適正化を図る。 令和14年度時点で令和3年度実績に対して5%の削減を目指す。
	令和9年度	95%以上 150,000千円	
	令和14年度	100%以上 100,000千円	

※令和3年度の実績値は地方公営企業法の適用前の年度のため収益的収支比率を表示しています。

b 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

中長期的には、老朽化した施設・設備等の更新や修繕や将来の管渠の更新のための財源を確保していく必要があります。

しかし、前述のとおり、木島平村の令和3(2021)年度の使用料単価は県内市町村の平均より高い水準にあります。また、令和元(2019)年度の消費税率の改正に伴う改定に加えて、令和2(2020)年度にも基本料金の改定をしたところであり、財政収支の計画策定に当たっては計画期間内での料金改定を考慮していませんが、今後の経営状態及び社会情勢の変化に応じて料金改定の必要性を検討するものとします。

c 国県補助金に関する事項

計画期間内では、補助対象となる事業の予定がないため、国県補助金は見込んでいません。

d 企業債に関する事項

計画期間内の建設改良費の財源は主に地方債を想定しています。但し、起債額を償還額以下に抑えることで地方債残高は減少する見込みです。

これによって令和4(2022)年度末の企業債残高約8.0億円が令和14(2032)年度末には約2.1億円に減少する見込みです。

e 繰入金に関する事項

企業債の元利償還財源として、一般会計で負担が認められている額（基準内繰入金）のほかに赤字補てんとして基準外繰入金を予定しています。

f 資産の有効活用に関する事項

該当事項はありません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

a 民間の活力の活用に関する事項

浄化センターの運営管理について、公益財団法人長野県下水道公社に包括委託契約をしています。維持管理コストの低減効果が認められるため同じ契約形態を続けます。

b 職員給与費に関する事項

現状の体制を続けることを想定して一定としています。

c 動力費に関する事項

前出のとおり、浄化センターの運営管理を公益財団法人長野県下水道公社に包括委託契約しており、直接計上する動力費はありません。

d 薬品費に関する事項

包括契約により下水道事業で計上する薬品費はありません。

e 修繕費に勘留守事項

処理場の修繕については大規模なもの以外で村の負担はありません。その他の修繕費として包括委託契約へ移行した後の過去2年間の平均を採用しました。

f 委託費に関する事項

公益財団法人長野県下水道公社への委託費を計上しています。

現状の委託費に加えて電気代の上昇による負担増加を想定しています。但し、定期的に包括委託方式のコストメリットを検証し、村と委託先の双方がメリットを享受できる委託費の水準を目指します。収支計画においては、維持管理コストの削減効果として、令和3（2021）年度の委託費の実績に対して5%の削減を見込んでいます。

その他の委託費として、計画期間内に予定している下水道施設事業計画変更に係る委託費と企業会計への移行に係る委託費を見込んでいます。

g 支払利息

令和4（2022）年度末時点の企業債に対する支払予定額及び令和5（2023）年度以降の起債予定額に係る利息支払を見込んでいます。新発債に係る利息の計算条件は、元利金等償還で利率は過去5年の地方公営企業金融機構の条件を考慮して0.5%としています。償還期間は起債の目的ごとに30年、20年、10年としました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

a 広域化・共同化・最適化に関する事項

長野県により設立された「生活排水行政に係る広域的な連絡調整会議」への参加をすることで周辺自治体との広域化について検討をします。実現可能性や費用対効果を踏まえて広域化の可能性を模索してきます。

処理量が処理能力を下回る状態が続いています。将来の施設の更新時には、将来の処理水量の予測を踏まえて適正規模の施設とします。必要に応じて、近隣施設との統廃合等も検討をします。

b 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメントを実施して、技術的な知見に基づいた現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価した中長期の更新需要の見通しを検討するとともに財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保策を検討し、下水道事業を継続させるための更新計画を策定します。

c 民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）

包括委託方式のメリットを生かして、受託者である(公財)長野県下水道公社の専門的な知見に基づき効率的な更新投資を行います。

d 耐震化の推進

下水道施設の耐震化を図ります。

耐震診断を行い、更新時期が到来した管渠・マンホールポンプから順次耐震管に布設替えを行うとともに、優先度の高い施設についても耐震化を図り中長期的に施設全体の耐震化を目指します。

② 財源についての検討状況等

a 使用料の見直しに関する事項

今後、人口減少により使用料収入は減少することが見込まれ、一方で、管渠・施設の更新に要する費用は多額になることが見込まれています。

将来の施設設備の改築・更新の財源の確保が最も大きな課題です。受益者負担の原則に立ち、必要な負担について理解を得るための適切な情報提供に努め、あるべき料金水準のあり方について検討を進めます。

b 資産活用による収入増加の取組について

太陽光発電やバイオマス発電等の導入可能性を検討します。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

a 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等、指定管理者制度、PPP/PFI 等）

既に浄化センターの運営管理について包括委託契約をしていますが、費用対効果を検証して、必要に応じて契約形態の見直しを検討します。

b 職員給与費に関する事項

担当職員は、他の系の業務や上下水道事業を兼務しているため、現状の体制を維持します。

c 動力費に関する事項

包括委託契約のために該当事項はありません。

d 薬品費に関する事項

包括委託契約のために該当事項はありません。

e 修繕費に関する事項

包括委託契約のために該当事項はありません。

f 委託費に関する事項

浄化センターの包括委託契約について、費用対効果の観点から委託費の妥当性を検討します。

g その他の取組

省エネルギーの高効率機器等の導入を検討します。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、5年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

7.投資・財政計画（収支計画）

年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	(単位：千円、%)	
区 分	No.	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	1	92,330	91,537	90,858	89,952	89,046	88,367	87,688	86,556	85,876	84,970	84,517	83,385
	(1) 料 金 収 入	2	92,272	91,486	90,807	89,901	88,995	88,316	87,637	86,505	85,825	84,919	84,466	83,334
	(2) 受託工事収益 (B)	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	4	58	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	2. 営業外収益	5	207,461	196,867	286,093	234,893	227,990	201,889	201,284	200,981	200,587	196,462	192,804	185,551
	(1) 補 助 金	6	207,461	196,867	188,752	141,621	133,982	107,166	106,018	105,276	104,525	102,543	100,766	95,927
	他会計補助金	7	207,461	196,867	188,752	141,621	133,982	107,166	106,018	105,276	104,525	102,543	100,766	95,927
	その他補助金	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 長期前受金戻入	9	-	-	97,341	93,272	94,008	94,723	95,266	95,705	96,062	93,919	92,038	89,624
	(3) そ の 他	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収 入 計 (C)	11	299,791	288,404	376,951	324,845	317,036	290,256	288,972	287,537	286,463	281,432	277,321	268,936
収 益 的 支 出	1. 営業費用	12	90,900	92,391	283,042	278,409	275,223	275,501	275,625	275,137	274,649	269,843	265,689	257,140
	(1) 職 員 給 与 費	13	3,881	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585	3,585
	基 本 給	14	-	-	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476	2,476
	退 職 給 付 費	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	16	3,881	3,585	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109	1,109
	(2) 経 費	17	87,019	88,806	101,256	104,316	100,816	100,816	100,816	99,976	99,136	98,296	97,456	96,616
	動 力 費	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	修 繕 費	19	318	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729	729
	材 料 費	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	21	86,701	88,077	100,527	103,587	100,087	100,087	100,087	99,247	98,407	97,567	96,727	95,887
	(3) 減 価 償 却 費	22	-	-	178,201	170,508	170,822	171,100	171,224	171,576	171,928	167,962	164,648	156,939
2. 営業外費用	23	36,165	30,293	24,655	20,089	17,171	14,655	13,247	12,300	11,714	11,489	11,532	11,696	
(1) 支 払 利 息	24	27,974	21,428	15,790	11,224	8,306	5,790	4,382	3,435	2,849	2,624	2,667	2,831	
(2) そ の 他	25	8,191	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	8,865	
支 出 計 (D)	26	127,065	122,684	307,697	298,498	292,394	290,156	288,872	287,437	286,363	281,332	277,221	268,836	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	27	172,726	165,720	69,254	26,347	24,642	100	100	100	100	100	100	100	
特 別 利 益 (F)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	31	172,726	165,720	69,254	26,347	24,642	100	100	100	100	100	100	100	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	32	-	-	69,254	95,601	120,243	120,343	120,443	120,543	120,643	120,743	120,843	120,943	
流 動 資 産 (J)	33	3,127	3,127	3,127	3,127	3,127	9,878	31,270	68,612	121,323	186,110	255,008	321,893	
う ち 未 収 金	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
流 動 負 債 (K)	35	211,891	197,467	144,008	140,392	99,049	77,562	57,078	36,670	19,410	10,935	7,082	7,434	
う ち 建 設 改 良 費 分	36	211,891	197,467	144,008	140,392	99,049	77,562	57,078	36,670	19,410	10,935	7,082	7,434	
う ち 一 時 借 入 金	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
う ち 未 払 金	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)-(B) / (A)-(B) ×100) (L)	39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (M)	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (N)	41	92,330	91,537	90,858	89,952	89,046	88,367	87,688	86,556	85,876	84,970	84,517	83,385	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 の 比 率 ((L) / (M) ×100) (O)	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (P)	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (Q)	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (R)	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) ×100) (S)	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

年 度 区 分		No	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	(単位：千円)	
			前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度 2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
資 本 的 収 入	1. 企業債	1	18,800	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
	うち資本費平準化債	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 他会計出資金	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 他会計補助金	4	48,940	49,364	42,146	35,218	33,729	24,116	17,689	13,087	7,550	3,852	628	-	
	4. 他会計負担金	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5. 他会計借入金	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	6. 国（都道府県）補助金	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	7. 固定資産売却代金	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	8. 工事負担金	9	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	6,727	
	9. その他	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (A)	11	74,467	76,091	68,873	61,945	60,456	50,843	44,416	39,814	34,277	30,579	27,355	26,727	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される (B)	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	純計 (A)-(B) (C)	13	74,467	76,091	68,873	61,945	60,456	50,843	44,416	39,814	34,277	30,579	27,355	26,727	
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	14	20,294	29,920	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	21,520	
	うち職員給与費	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 企業債償還金	16	228,596	211,891	197,467	144,008	140,392	99,049	77,562	57,078	36,670	19,410	10,935	7,082	
	3. 他会計長期借入返還金	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 他会計への支出金	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	5. その他	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計 (D)	20	248,890	241,811	218,987	165,528	161,912	120,569	99,082	78,598	58,190	40,930	32,455	28,602	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	21	174,423	165,720	150,114	103,583	101,456	69,726	54,666	38,784	23,913	10,351	5,100	1,875	
	補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	22	-	-	80,860	77,236	76,814	69,726	54,666	38,629	23,255	9,356	3,812	530
		2. 利益剰余金処分額	23	174,423	165,720	69,254	26,347	24,642	-	-	-	-	-	-	-
3. 繰越工事資金		24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4. その他		25	-	-	-	-	-	-	-	155	658	995	1,288	1,345	
計 (F)	26	174,423	165,720	150,114	103,583	101,456	69,726	54,666	38,784	23,913	10,351	5,100	1,875		
補填財源不足額 (E)-(F)	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
他会計借入金残高 (G)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
企業債残高 (H)	29	991,696	799,805	622,338	498,330	377,938	298,889	241,327	204,249	187,579	188,169	197,234	210,152		

○他会計繰入金

年 度 区 分		No	前々年度	前年度	本年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	(単位：千円)
			(決算)	〔決算〕 〔見込〕	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	
収 益 的 収 支 分		30	207,461	196,867	188,752	141,621	133,982	107,166	106,018	105,276	104,525	102,543	100,766	95,927	
	うち基準内繰入金	31	207,461	183,955	54,504	53,242	51,391	58,051	62,651	66,219	71,165	72,815	74,649	70,146	
	うち基準外繰入金	32	-	12,912	134,248	88,379	82,591	49,115	43,367	39,057	33,360	29,728	26,117	25,781	
資 本 的 収 支 分		33	48,940	49,364	42,146	35,218	33,729	24,116	17,689	13,087	7,550	3,852	628	-	
	うち基準内繰入金	34	48,940	49,364	42,146	35,218	33,729	24,116	17,689	13,087	7,550	3,852	628	-	
	うち基準外繰入金	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	36	256,401	246,231	230,898	176,839	167,711	131,282	123,707	118,363	112,075	106,395	101,394	95,927		

8. 経営比較分析表

経営比較分析表（令和3年度決算）

長野県 木島平村

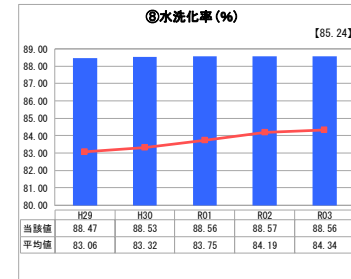
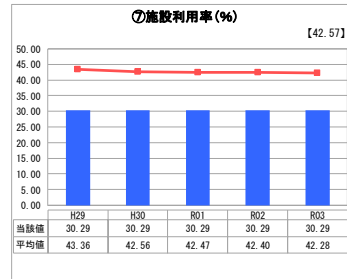
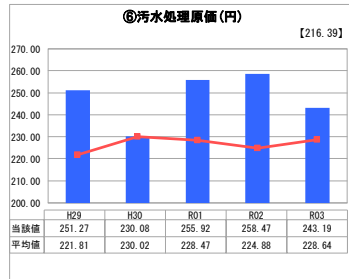
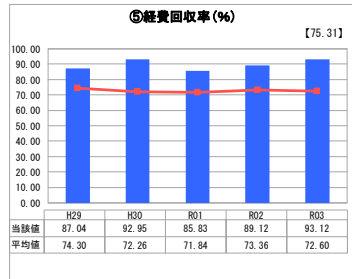
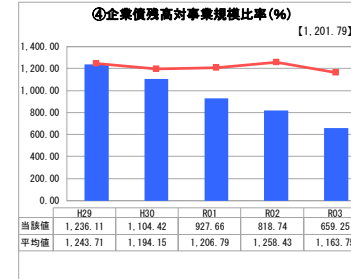
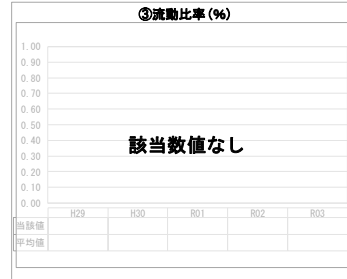
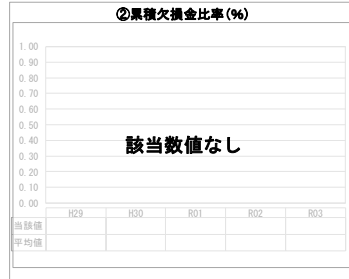
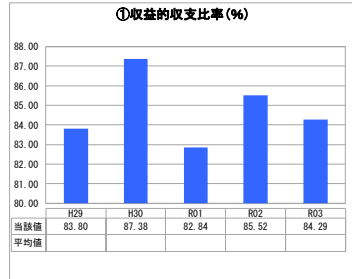
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料(円)
-	該当数値なし	94.33	84.97	4,070

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
4,508	99.32	45.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,229	3.06	1,382.03

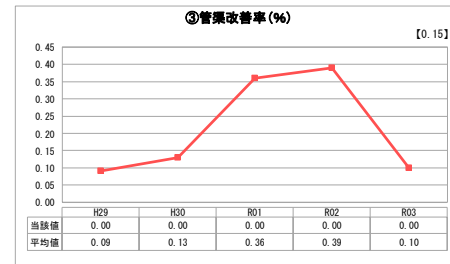
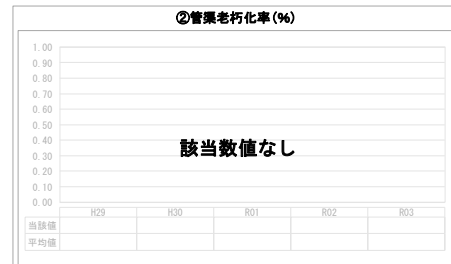
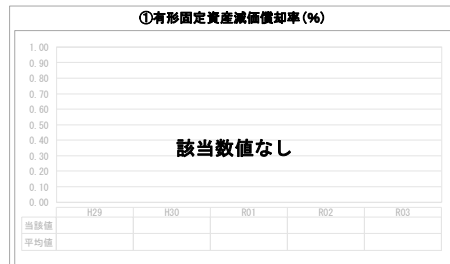
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

下水道事業では、①収益的収支比率が前年度に比べ1.23ポイント悪化し、引き続き年度での赤字状態が続いています。これは、④企業債残高対事業規模比率が全国及び類似団体を下回っているものの依然高い水準にある(629.25%)ことから、地方債の償還金が収支を圧迫する主要因となっているためと考えられます。

また、⑤経費回収率は前年から4.00ポイント改善し、⑥汚水処理原価も15.28円低下しましたが、これは令和2年度に収支状況の改善を目的として使用料の改定(基本使用料の引き上げ)を実施したことによるものと考えられます。しかし、⑥汚水処理原価は全国及び類似団体を依然として上回っていることなどから、使用料収入で修繕費などの経費を十分に賄うことができません。一般会計からの繰入金に依存する状況になっていることが、収支を黒字化できない要因になっているものと考えられます。

一方、⑦施設利用率は平均を下回る水準で推移していますが、これは当初の計画に比べて処理区域内人口が減少していることが、主要因と考えられます。

また、水洗化率は普及促進に努めてきたため、平均を上回る水準を維持していますが、ここ数年は横ばいの傾向にあり、高齢者世帯等経済的理由から水洗化できない世帯が残っているものと考えられます。

2. 老朽化の状況について

平成23年度から処理場(浄化センター)の長寿命化を図るための設備更新工事を優先的に進めており、③管渠改善率は進捗していません。

しかし、供用開始から25年以上が経過し、老朽化が一層進む見込みであるため、今後は処理場、ポンプ場の適時適切な更新修繕による機能維持、及び敷設替えなどによる管渠の更新を計画的に進めることが課題となっています。

全体総括

上記の分析から、下水道事業の経営状態は前年から若干の改善はみられるものの、依然として健全な状態にあるとはいえ、処理区域内の人口減少や水洗化率(新規加入)の伸び悩みに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による使用料収入の減少、老朽化が進んでいく管渠及び処理場などの施設維持管理や更新費用の増加、歳出の多くを占める公債費(地方債元利償還金)の負担などにより、経営状態が一層悪化するものと考えられます。

このため、更なる経費の節減に努め、経営基盤の安定強化(企業会計の適用、広域化・共同化)に向けた対策に取り組む必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。